

令和6年度産業・理科教育施設設備整備費補助（都費補助）

Q&A

Q & Aを作成しましたので、参考にしてください。

都費補助申請の対象法人

令和6年度

産業教育施設設備整備費補助金（国庫補助） = 産振

令和6年度

理科教育設備整備費等補助金（国庫補助） = 理振

} に申請した法人

対象となる補助金

- 産振・・・当初募集のみ
- 理振（設備）・・・当初募集・追加募集
- 理振（観察実験支援）・・・当初募集のみ

申請した補助金の通知（内定通知書・交付決定通知）があるか確認してください。また、法人から提出した書類（事業計画、交付申請書、実績報告書）の控えもあるか確認してください。国の会計検査院及び都の援助団体監査の対象となりますので、きちんと保管しておく必要があります。

Q1 今回提出する都の補助金について教えてください。

A1 産振（国庫補助）で交付決定を受けた額と同額

理振（国庫補助）で交付決定を受けた額の1/2の額

} を合算した額です。

Q2 都の補助の今後の流れは？

A2 令和7年3月7日 都費補助交付申請書・請求関係書類〆切

令和7年3月下旬 都費補助交付決定

令和7年4月中旬（国庫補助の額の確定）

令和7年4月下旬（国庫補助の支出）

令和7年5月中旬 都費補助の額の確定

令和7年5月下旬 都費補助の支出

Q3 Q2を読むと都費補助の交付申請書・請求関係書類以外は提出はいらないようですが、都費の額の確定をするにあたって都費用の実績報告書の提出は不要なのですか？

A3 都費補助用の実績報告の提出は必要ありません。国庫補助の実績報告を基に審査をし、額を確定します。

Q4 理振について、実際に購入した金額が交付決定額の2倍よりも下回っている実績報告を提出しました。その場合の、都費補助の交付申請書の書き方は？

A4 実績報告額が交付決定額よりも低い場合は、都費補助は実績報告額の1/2となります。このような事例が生じる場合は、担当者（03-5388-3197）に連絡して下さい。

Q5 理振について、現時点で事業が完了しておらず、今後3月31日時点でも、実際に購入した金額が交付決定額の2倍よりも下回りそうです。その場合の、都費補助の交付申請書の書き方は？

A5 国庫の交付決定額と、実支出額の1/2を比較してどちらか低い額が実績報告額となりますので、実績報告額が交付決定額よりも低い場合は、都費補助は実績報告額の1/2となります。このような事例が生じる場合は、担当者（03-5388-3197）に連絡して下さい。

Q6 理振について、一部納品が令和7年3月31日までに完了せずに、4月にずれ込みそうです。都費補助は受けられますか？

A6 都費補助は令和7年3月31日までに完了（納品まで）したものが対象になりますので、令和7年3月31日までに完了しなかった分については、対象になりません。令和7年3月31日までに完了する予定のものについて対象とし、交付申請書にその1/2を記載してください。このような事例が生じる場合は、担当者（03-5388-3197）に連絡して下さい。

Q7 理振について、令和7年3月1日時点では3月31日までに事業が完了すると思い、都費補助の交付申請書を国庫の交付決定額の1/2で提出してしまいましたが、その後になって一部納品が3月31日までに完了せずに、4月にずれ込むことになりました。どうすればよいでしょうか？

A7 早急に担当者（03-5388-3197）に連絡して下さい。交付決定額の確定の際に4月にずれ込んだ分を減額することになります。

Q8 理振・産振で購入した備品を管理していく上で、留意することはありますか？

A8

【理振】

理振により整備した設備については、他の補助金等で整備された設備と区別できるよう、正三角形のシールを付して管理しなければなりません。正三角形のシールは、正三角形を三分し、上から整備年度、理振法、政令別表の区分を記載します。理振で購入したものは、シールがきちんと貼ってあるか、監査の際にもチェックされますので、御注意ください。

管理については、日本加除出版株式会社・理科教育振興法研究会編集『学校用 理科教育振興法 設備整備の手引き』を御参照ください。

【産振】

産振により整備した施設・設備についてはシール貼付による管理は不要ですが、産振で購入したものが分かるように、台帳等で適切に管理してください。

※産振の標識（シール）については、令和4年1月27日付文部科学省通知（高等学校産業教育施設整備費国庫補助事業及び高等学校産業教育設備整備費国庫補助事業による産業教育のための実験実習施設・設備の整備等についての一部改正について（通知））により廃止されました。

Q9 理振のシールはどこで手に入れるのですか？

A9 理振シールは備品を購入した業者に取り寄せてもらう学校が多いようです。

★注意事項★

理振・産振で購入された備品は必ず箱を開けて授業で使用してください。

過去、理振の補助を受けた学校が備品の箱を開封しておらず、監査で指摘された例があります。